

平成23年度

河川局関係予算概要

平成23年1月

国土交通省 河川局

目 次

1. 平成23年度河川局関係予算概要	1
2. 平成23年度河川局関係予算総括表	3
3. 河川局関係の項目毎予算概要	5
3-1 維持管理	5
3-2 災害対応・危機管理対策	6
3-3 予防的な治水対策	8
3-4 良好な河川環境の回復	9
3-5 ダム建設	10
4. 新規事項	11
4-1 新規箇所	11
4-2 新規制度	11
5. その他	12
5-1 地域主権の確立に向けた取組（一括交付金化への対応等）	12
5-2 スーパー堤防事業について	13

<参考>

(1) ダム事業の検証について	15
(2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に 関する法律の一部を改正する法律	17
(3) 排他的経済水域等の根拠となる低潮線の保全	18

1. 平成23年度河川局関係予算概要

予算の基本方針

河川局関係予算全体について、必要性・事業効果等を勘案し優先順位付けを徹底するとともに、行政刷新会議の指摘事項等も踏まえて、さらなる効率化・見直しを進める。

予算の規模

河川局関係予算（一般会計国費）6,621億円

治水事業等関係費	6,098億円
災害復旧関係費	506億円
行政経費	16億円

元気な日本復活特別枠

- 地域の住民生活の安定・安全や、経済発展の支障となる水害・土砂災害等に対する不安の解消を図り、元気な日本復活に寄与。

(1) 激甚な水害・土砂災害が生じた地域における再度災害防止対策

【 国費：約214億円 】

激甚な水害・土砂災害が発生した地域において、早期の再度災害防止を図るため、短期集中的に治水事業を実施。

(2) 生活の安定・安全を脅かすような災害が発生した地域における災害対策

【 国費：約348億円 】

床上浸水被害が頻発するなど、繰り返しの水害・土砂災害の発生等により生活に大きな支障がもたらされている地域において、被害の防止・軽減を図るため、集中的に事業を実施。

全 般

- 災害危険度の高い地域における効果的な災害予防対策を着実に実施するとともに、災害が発生した地域における再度災害の防止対策を適切に実施。

1. 維持管理 【国費：約1, 233億円】

既存施設が機能発揮するよう、コスト縮減に努めつつ適切な維持管理を行うとともに、更新が必要な施設の増大が見込まれていることを踏まえ、施設の長寿命化対策等の戦略的維持管理を進める。

2. 災害対応・危機管理対策 【国費：約1, 183億円】

災害が発生した地域において再度災害の防止対策を適切に実施するとともに、災害が発生した場合の危機管理体制の充実を図る。

3. 予防的な治水対策 【国費：約1, 424億円】

国民の生活の安全安心を確保するため、災害危険度の高い地域における効果的な災害予防対策を重点的に実施するとともに、併せて気候変動・地球温暖化への適応策を実施する。

4. 良好な河川環境の回復 【国費：約65億円】

河川の再自然化や湿原の復元など、環境再生のための河川整備等を地域のNPO等と連携しつつ推進するとともに、併せて観光振興等を支援する。

5. ダム建設 【国費：約1, 382億円】

検証の対象としない事業のうち、継続的に事業を進めることとしたダム事業については、可能な限り計画的に事業を進めるために必要な予算を計上。また、川辺川ダムについては生活再建事業を継続するために必要な予算を計上。

検証対象としたダム事業については、平成22年度予算と同様に、基本的に、用地買収、生活再建工事、転流工工事、本体工事の各段階に新たに入らず、地元住民の生活設計等への支障に配慮した上で、必要最小限の予算を計上。ただし、ハツ場ダムについては、これまでと同様に生活再建事業を進めるために必要な予算を計上。

また、補助ダム事業については、今後、個別ダムの検証の動向を可能な限り見極めた上で、適切に対応することとする。（実施計画において確定）。

2. 平成23年度河川局関係予算総括表

区 分	平成23年度		
	事業費 (A)	国 費 (B)	うち「元気な日本 復活特別枠」
治 山 治 水	767,400	580,601	56,206
治 水	755,607	568,544	55,159
海 岸	11,762	11,987	1,047
急傾斜地崩壊対策等	31	70	-
都市水環境整備事業	35,905	24,288	-
特定治水施設等整備事業	9,176	4,939	-
住宅宅地基盤特定治水 施設等整備事業	-	52	-
下水道関連特定治水 施設整備事業	9,176	4,887	-
小 計	812,481	609,828	56,206
災害復旧関係事業	67,277	50,602	-
災 害 復 旧	56,140	42,303	-
災 害 関 連	11,137	8,299	-
合 計	879,758	660,430	56,206

(単位:百万円)

前年度		倍率		摘 要
事業費 (C)	国費 (D)	事業費 (A/C)	国費 (B/D)	
772,321	602,845	0.99	0.96	1. 国費には左記計数のほか、前年度剰余金等として平成23年度34,053百万円、前年度10,745百万円がある。 2. 左記計数のほか、社会資本整備総合交付金(国費1.75兆円)がある。 3. 左記計数のほか、行政部費として平成23年度国費1,626百万円、前年度国費1,680百万円がある。
759,064	590,154	1.00	0.96	
12,410	12,127	0.95	0.99	
847	564	0.04	0.12	
38,325	26,279	0.94	0.92	
9,051	5,133	1.01	0.96	
-	205	-	0.25	
9,051	4,928	1.01	0.99	
819,697	634,257	0.99	0.96	
63,003	50,602	1.07	1.00	
51,370	42,003	1.09	1.01	
11,633	8,599	0.96	0.97	
882,700	684,859	1.00	0.96	

3. 河川局関係の項目毎予算概要

3-1 維持管理 (国費:約1,233億円)

既存施設が機能発揮するよう、コスト縮減に努めつつ適切な維持管理を行うとともに、更新が必要な施設の増大が見込まれていることを踏まえ、施設の長寿命化対策等の戦略的維持管理を進める。

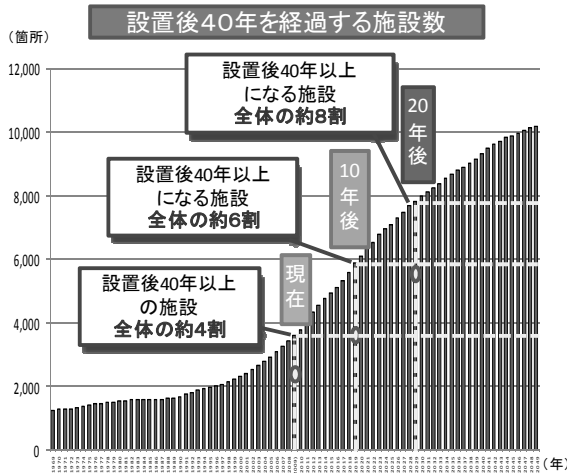
- 堤防護岸、樋門樋管、ダム等の河川管理施設の機能の維持や老朽化等に伴い低下した機能の回復のために必要な予算を計上。

○既存施設の長寿命化対策等の戦略的維持管理

【河川管理施設の老朽化】

- ◆ 10年後には設置後40年経過する施設が全体の約6割に達する見込み。

現時点(2009)で設置後40年経過した施設数 ※1:3,605箇所
(現時点の全体施設数 ※2の約4割に相当)



【対象施設】直轄管理区間に設置された堰・水門・閘門等の河川管理施設(以下、施設という)
(ダム・護岸等を除く) ※上記グラフには、今後新設される施設は含んでいない

※1:1969年度以前に設置された施設数(設置年が不明な施設は1969年以前に設置されたものとして整理)

※2:2009年度末時点の河川管理施設全体(10,191施設)

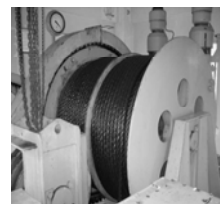
【効率的な維持管理の推進】

- ◆ 機器毎の健全度等を点検・把握し、施設機能への影響等を加味して保全。

故障した場合の施設機能への影響が致命的

経過年数に依らず、健全度、劣化状態を点検・把握し、最適時期に補修、更新

対象設備
・ゲート設備の主要部分(ローラーゲート、開閉装置)
・ポンプ設備の原動機潤滑油系統 等



ゲートワイヤーロープ

故障した場合の施設機能への致命的な影響無し

機能低下するまで継続使用

対象設備
・設備の給油装置
・ポンプ設備の予備発電機
・ポンプ設備計器類 等



予備発電機

3-2 災害対応・危機管理対策（国費：約1,183億円）

災害が発生した地域において再度災害の防止対策を適切に実施するとともに、災害が発生した場合の危機管理体制の充実を図る。

○激甚な水害・土砂災害が発生した地域における短期集中的な再度災害防止対策

【(例)川内川(鹿児島県)】

平成18年7月梅雨前線による記録的豪雨により、浸水家屋2,347戸に及ぶ激甚な被害が発生し、地域の不安が増大。



河川激甚災害対策特別緊急事業により、約5年間で短期集中的に整備を行い、平成18年7月洪水の外水氾濫による家屋浸水約1,500戸の解消を図る。

浸水状況



【(例)千種川(兵庫県)】

平成21年8月の台風9号による記録的な豪雨により、千種川流域においては、死者・行方不明者20名、浸水家屋数1,574戸の激甚な被害が発生し、地域の不安が増大。



上流側の河川災害復旧助成事業に併せ、下流側において河川災害復旧等関連緊急事業を実施し、上下流バランスを踏まえた整備を行い、平成25年度の完成を目指し、浸水被害の解消・軽減を図る。



【(例)防府山系(山口県)】

平成21年7月中国・九州北部豪雨により、特別養護老人ホームの被災（死者7名）や国道262号線の通行止め（1ヶ月半）など、激甚な被害が発生し、地域の不安が増大。



特定緊急砂防事業等による短期集中的な整備により、激甚な土砂災害が発生した地域の再度災害防止対策を図る。



○床上浸水被害の頻発等により生活に大きな支障が生じている地域における集中的な被害の防止・軽減対策

【(例)由良川(京都府)】

平成 16 年 10 月台風 23 号出水により約 1,700 戸に及び甚大な浸水被害を受けるなど、近 10 年で 4 度の浸水被害が発生。度重なる甚大な災害により、地域の活力が喪失。



床上浸水被害解消を目的とした築堤等により、被害の防止・軽減を図る。

浸水状況



【(例)中越地震(新潟県)】

平成 16 年 10 月に発生した新潟県中越地震では、死者 4 名、人家被害 93 戸等の甚大な被害が発生。特に著しく荒廃した芋川流域では 1,419 箇所もの多数の斜面崩壊が発生し、土砂による河道閉塞も 55 箇所発生。



砂防事業、地すべり対策事業を実施し、被害の防止・軽減を図り、早期に国民生活の安定・安心を確保する。

被災状況



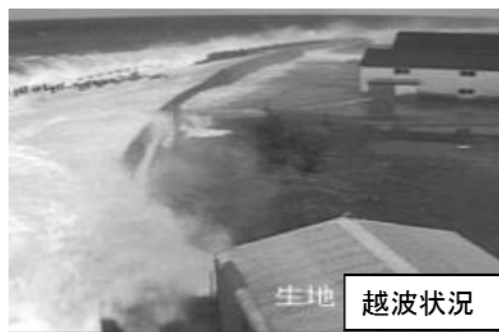
東竹沢上流の木籠集落(発災から約 1 週間後)

【(例)下新川海岸(富山県)】

平成 20 年 2 月の低気圧による高波により、越波が発生し、背後の住宅・農地等が浸水。死者 2 名、負傷者 16 名、全壊 4 棟、半壊 7 棟、一部損壊・床上・床下浸水 164 棟など、甚大な被害が発生し、地域の負担が増大。



概ね 10 年で家屋連担地区を防護する離岸堤等を整備し、被害の防止・軽減を図る。



越波状況

○火山災害が発生した場合の減災対策など危機管理体制の充実

近年、噴火実績があるなど、噴火への備えが急がれる火山において、火山噴火に伴う融雪型火山泥流等を想定した監視機器の整備、資機材の配備等を実施。



緊急資機材の備蓄

桜島(鹿児島県)
(平成21年10月)



3-3 予防的な治水対策（国費：約1,424億円）

国民の生活の安全安心を確保するため、災害危険度の高い地域における効果的な災害予防対策を重点的に実施するとともに、併せて気候変動・地球温暖化への適応策を実施する。

○三大都市圏などの重要区間における堤防の強化及び氾濫域に 政令市等を抱える災害危険度の高い河川の整備

【首都圏氾濫区域堤防強化対策】

首都圏氾濫区域の堤防強化対策の実施により河川水（洪水時）の浸透による堤防の決壊を防止。
（利根川、江戸川）

- 利根川が決壊した場合
- 浸水想定区域面積
約 530km²
- 被災人口
約 230万人



【災害危険度の高い河川の整備】

流下能力が不足している河川の整備により市街地等の浸水被害を防止。

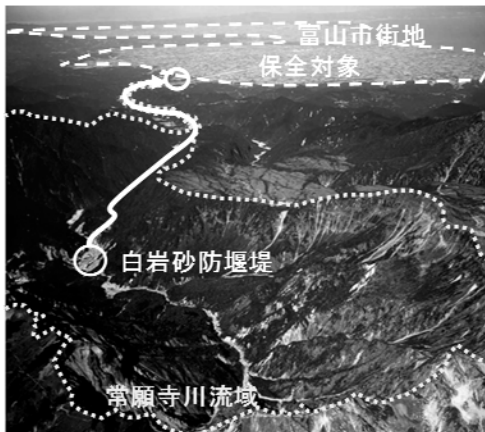


市街地部を貫流する白川（熊本県）

○大規模崩壊地等における根幹的な土砂災害対策や被災すると 経済活動に甚大な影響を及ぼす重要交通網等の保全

【(例) 常願寺川水系砂防(富山県)】

崩壊地の拡大防止や土砂氾濫の防止等の根幹的な土砂災害対策。



【(例) 由比地区地すべり(静岡県)】

被災すると人命や経済活動に甚大な影響を及ぼす恐れのある箇所の土砂災害対策。



○背後地に人口・資産集積地区や重要交通網を抱える海岸の保全

【(例)富士海岸(静岡県)】

全国的な交通ネットワークや主要都市を防護するための海岸保全施設の整備

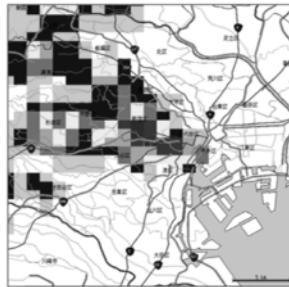
浸水想定区域内に主要幹線道路である国道1号(約52,000台/12h)やJR東海道本線が位置し、背後地は住宅が密集



○新型高性能レーダ(XバンドMPレーダ)網等を活用した流域における洪水・浸水状況の監視・予測

- ▶ XバンドMPレーダの整備を推進し、詳細な降雨観測や高精度な洪水予測の実施等により、広域的な水災害の監視・予測を強化。
- ▶ 地上デジタル放送等の様々な伝達手段を通じたきめ細やかな河川情報の提供を推進。

【既存レーダ(Cバンドレーダ)】
(最小観測面積:1kmメッシュ、観測間隔:5分
観測から配信に要する時間 5~10分)



【XバンドMPレーダ】
(最小観測面積:250mメッシュ、観測間隔:1分
観測から配信に要する時間 1~2分)



・高頻度(5倍)
・高分解能(16倍)

3-4 良好な河川環境の回復(国費:約65億円)

河川の再自然化や湿原の復元など、環境再生のための河川整備等を地域のNPO等と連携しつつ推進するとともに、併せて観光振興等を支援する。

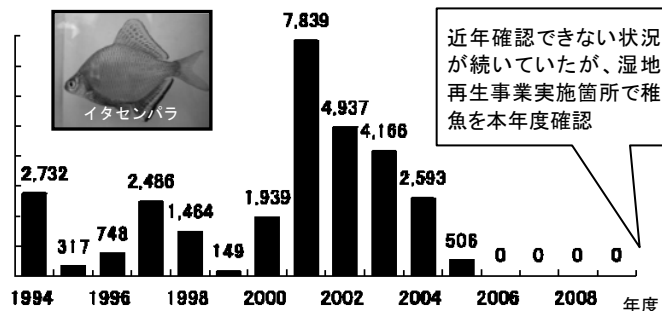
- ▶ 絶滅の危機にある生物の生息・生育環境の保全・復元や、湖沼法に基づく水質保全対策、観光など地域活性化に資する河川整備を重点的に実施。

【(例)木曾川(愛知県)、淀川(大阪府)】

天然記念物(イタセンパラ)の生息環境(ワンド)の復元。



淀川におけるイタセンパラの確認数の推移



3-5 ダム建設（国費：約1,382億円）

- 検証の対象としない事業のうち、継続的に事業を進めることとしたダム事業については、可能な限り計画的に事業を進めるために必要な予算を計上。また、川辺川ダムについては生活再建事業を継続するために必要な予算を計上。
- 検証対象としたダム事業については、平成22年度予算と同様に、基本的に、用地買収、生活再建工事、転流工工事、本体工事の各段階に新たに入らず、地元住民の生活設計等への支障に配慮した上で、必要最小限の予算を計上。ただし、ハツ場ダムについては、これまでと同様に生活再建事業を進めるために必要な予算を計上。
- また、補助ダム事業については、今後、個別ダムの検証の動向を可能な限り見極めた上で、適切に対応することとする（実施計画において確定）。

【平成23年度予算案における事業数】

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ・検証対象外ダム：43事業（49施設） | ・検証対象ダム：83事業（84施設） |
| ・直轄事業：15事業（16施設） | ・直轄事業：25事業（26施設） |
| ・水資源機構：2事業（2施設） | ・水資源機構：5事業（5施設） |
| ・補助事業：26事業（31施設） | ・補助事業：53事業（53施設） |

4. 新規事項

4-1 新規箇所

1. 直轄事業

- ◇河川改修事業（特定構造物改築事業、総合内水緊急対策事業）
： 4箇所
- ◇堰堤維持事業
： 4箇所（うち沖縄 1箇所）
- ◇地すべり対策事業実施検討調査(仮称)
： 1箇所（沖縄）

2. 補助事業

- ◇特定緊急砂防事業
： 16箇所
- ◇砂防激甚災害対策特別緊急事業
： 3箇所（うち奄美 1箇所）
- ◇特定緊急地すべり対策事業
： 2箇所
- ◇地すべり激甚災害対策特別緊急事業
： 1箇所（奄美）

※具体の箇所等については実施計画において確定する。

4-2 新規制度

1. 流域貯留浸透事業の拡充（社会資本整備総合交付金対象事業）

既存の多くのため池を活用できるように、当該河川の流域（流域面積が7km²以下）で複数のため池により3,000m³（総合治水対策特定河川の流域にあっては1,000m³）以上の治水容量を確保するものも対象とするように要件の拡充を行う。

2. 河川等災害関連事業（原因除去）の拡充

河川等災害関連事業のうち、河川工事、砂防工事及び道路工事において効果的かつ効率的に改良復旧事業を実施するため、被災箇所に接続する水路、溪流、排水施設等からの溢水氾濫^{いっすい}等が、当該災害の発生原因となった場合、その原因の除去又は是正を行うことが可能となるように要件の拡充を行う。

5. その他

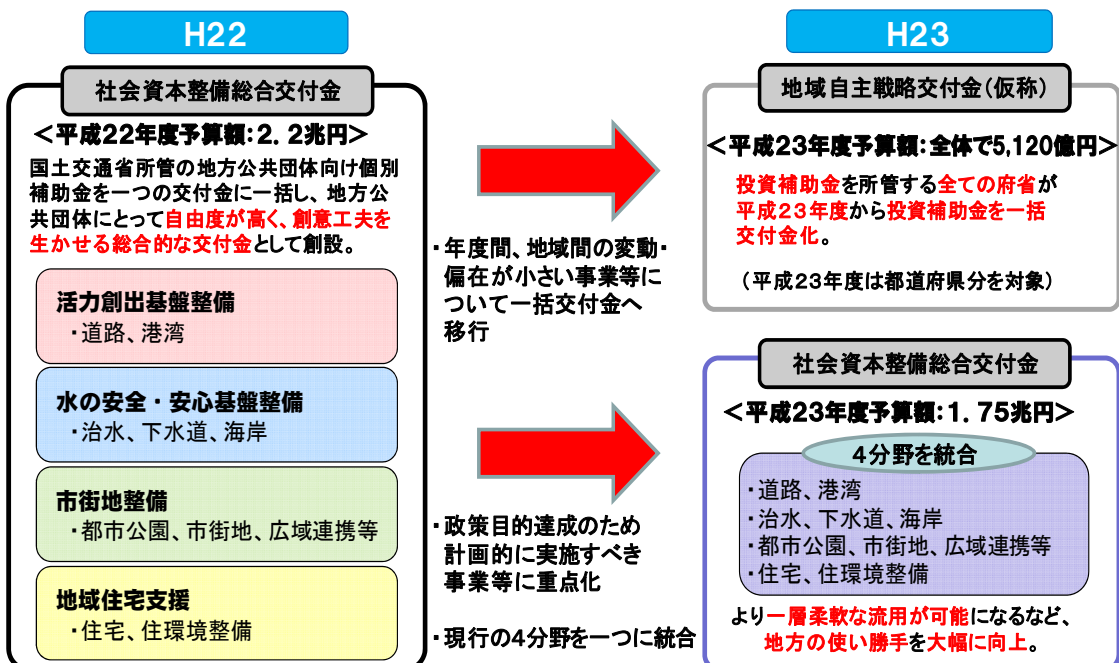
5-1 地域主権の確立に向けた取組(一括交付金化への対応等)

社会資本整備総合交付金の一部について、「地域自主戦略交付金(仮称)」に移行するとともに、同交付金の抜本的見直しにより、地方の自由度・使い勝手の更なる向上を図る。また、維持管理に係る直轄負担金は全廃する。

1. 一括交付金化への対応

平成23年度より投資補助金を一括交付金化することに伴い、社会資本整備総合交付金の都道府県分のうち、年度間、地域間の変動・偏在が小さい事業等について「地域自主戦略交付金(仮称)」に移行し、社会資本整備総合交付金を政策目的達成のため計画的に実施すべき事業等に重点化する。

また、社会資本整備総合交付金の現行の4分野(活力創出基盤整備、水の安全・安心基盤整備、市街地整備、地域住宅支援)を統合することにより、より一層柔軟な予算流用を可能にするなど、地方の自由度・使い勝手の更なる向上を図る。



2. 維持管理に係る直轄負担金の全廃

維持管理に係る直轄負担金のうち、経過措置として、平成22年度限りとされていた特定の事業に係るものを廃止し、平成23年度から、維持管理に係る直轄負担金は全廃する。

5-2 スーパー堤防事業について

平成24年度概算要求までに事業スキームの抜本的見直しを行い、平成24年度予算に反映することとし、平成23年度においては、以下の場合を除き、予算措置しない。

- ・ 実施計画策定時までに、現在、実施中の箇所のうち、中止した場合に土地所有者や住民等の社会経済活動に重大な支障を及ぼすものに限り、土地所有者等の関係者の意見を聴取するとともに、事業評価監視委員会に諮った上で、必要最小限の措置を行う場合。

< 参 考 >

- (1) ダム事業の検証について 15
- (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律の一部を改正する法律 17
- (3) 排他的経済水域等の根拠となる低潮線の保全 18

<参考>

(1)ダム事業の検証について

これまで「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとの考えに基づき、治水対策のあり方について検討を進めてきているところ。

—昨年12月に「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を発足し、12回にわたる討議を経て、昨年9月27日に、「中間とりまとめ」がまとめられた。

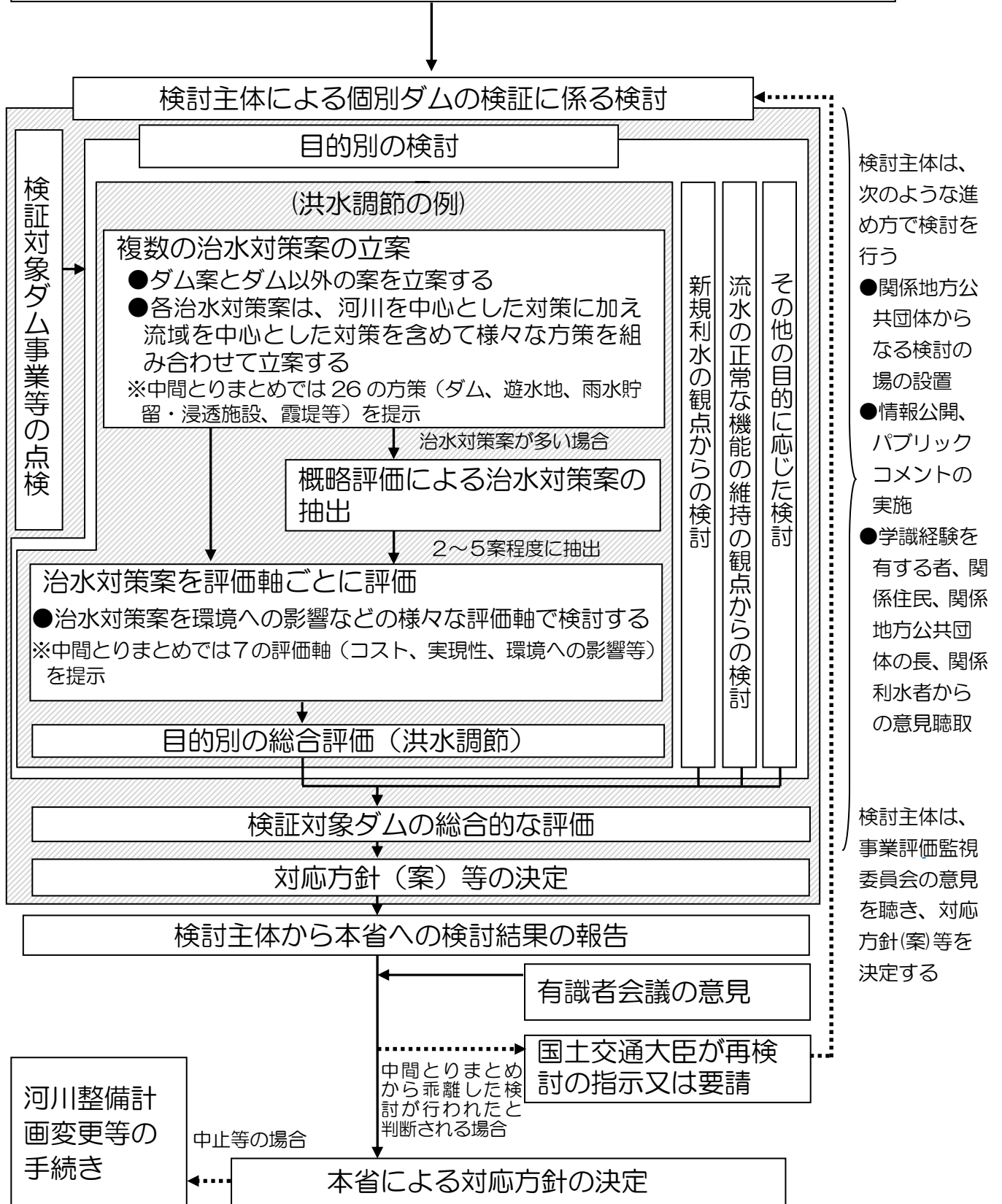
- ・平成21年12月3日
「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を発足
- ・平成22年7月13日
第11回有識者会議 「中間とりまとめ（案）」が示される
- ・平成22年7月16日～8月15日
「中間とりまとめ（案）」に関する意見募集等の実施
- ・平成22年9月27日
第12回有識者会議 「中間とりまとめ」がまとめられる

全国の83ダム事業（84施設）を対象に、9月28日、国土交通大臣から検討主体（関係各地方整備局等、水資源機構、関係各道府県）に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示又は要請を行い、同日付けで、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」を通知。

検証対象ダム 83事業（84施設）	直轄ダム	25事業	（26施設）
	水機構ダム	5事業	（5施設）
	補助ダム	53事業	（53施設）

平成 22 年 9 月 28 日

国土交通大臣が個別ダム検証の検討を指示、要請



(2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

(平成 22 年 11 月 17 日成立、11 月 25 日公布、平成 23 年 5 月施行予定)

背景

- ①岩手・宮城内陸地震（H20）、新潟県中越地震（H16）の際、多数の天然ダム（河道閉塞）が形成。
- ②天然ダム、火山噴火に伴う土石流、地滑りによる大規模な土砂災害が急迫している場合、
 - ・ひとたび発生すると広範囲に多大な被害が及ぶおそれ
 - ・時々刻々と状況が変化し、リスクの把握に技術力が必要



岩手・宮城内陸地震による天然ダム

課題

大規模な土砂災害が急迫している場合について

- ①住民に避難指示をする権限は市町村にあるが、技術力が不足し、避難指示の判断の根拠となる情報を自ら入手することが困難。このため、国又は都道府県による技術的支援が必要。
- ②国と都道府県の役割や関与が不明確。



当初想定された磐井川下流域の避難対象エリア（天然ダム(河道閉塞)から概ね20km)

法改正の目的

- ① 大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう国又は都道府県が被害の想定される区域・時期の情報を提供
- ② 高度な技術を要する土砂災害については国、その他の土砂災害については都道府県の役割や関与を法律上明確化

概要

大規模な土砂災害が急迫
【天然ダム、火山噴火に伴う土石流、地滑り】

今回の追加事項

高度な技術を要する土砂災害については国が
その他の土砂災害については都道府県が } **緊急調査を実施**

緊急調査に基づき被害の想定される区域・時期の情報（土砂災害緊急情報）
を市町村へ通知・一般へ周知

市町村長が住民への避難を指示（災害対策基本法第60条）等

土砂災害から国民の生命・身体を保護

(3) 排他的経済水域等の根拠となる低潮線の保全

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（低潮線保全法）

（平成22年5月26日成立、6月2日公布）

背景

- ・ 我が国は国土面積（約38万km²）の約1.1倍の世界有数の排他的経済水域の面積（約405万km²）を設定。
- ・ 排他的経済水域等には、コバルトリッチクラスト、レアメタル、メタンハイドレート、石油・天然ガス等の海底資源エネルギーが多数賦存。
- ・ 平成21年12月の「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」の決定。
- ・ 排他的経済水域等の確保に資する低潮線の保全が緊急の課題。

目的

- ・ 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進を図り、もって我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図る。



- ・ 低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画の策定
- ・ 低潮線保全区域において必要な規制
- ・ 特定の離島を拠点とする排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用に関する活動に必要な港湾の施設に関し必要な事項を規定

基本計画

★低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する施策の推進のための基本計画の策定（平成22年7月13日閣議決定）

低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本的な方針、低潮線の保全を図るために行う措置に関する事項、特定離島における拠点施設の整備の内容等を定める。

<低潮線保全区域>

★低潮線保全区域の指定（内閣官房総合海洋政策本部と共同）

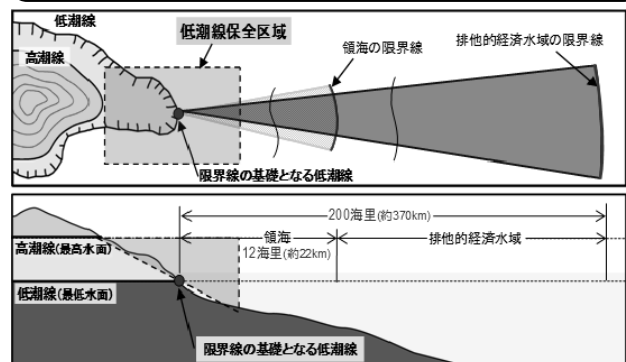
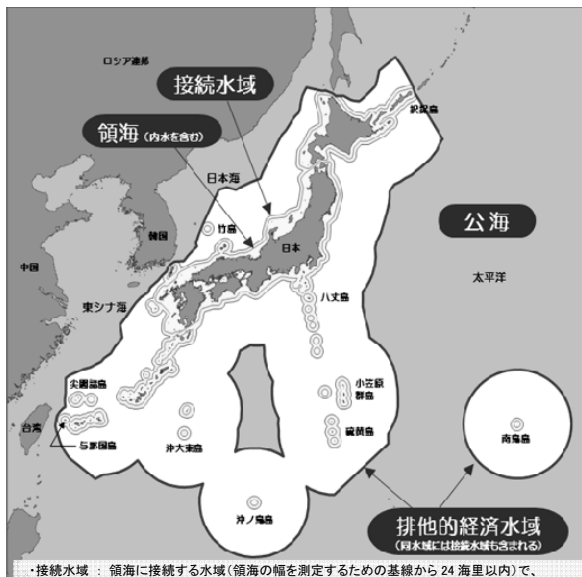
排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線等の周辺の水域で保全を図る必要があるものを区域指定。

★行為規制

低潮線保全区域内において海底の掘削等低潮線の保全に支障を及ぼすおそれがある行為をしようとする者は国土交通大臣の許可を受けなければならない。

★状況調査、巡視等

低潮線の保全を確実に実施するため、人為的な損壊や自然侵食等の低潮線の状況調査・巡視等に関係機関が協力して取り組む。



河川局関係施策の詳しい内容やリアルタイムの河川情報、土砂災害情報については、以下のホームページでご覧になれます。

<河川局ホームページ>

<http://www.mlit.go.jp/river/>

<川の防災情報>

(全国のリアルタイム雨量・水位などの情報を提供)

<http://www.river.go.jp>

<http://i.river.go.jp>(携帯電話)



川の防災情報QRコード

<XバンドMPレーダ雨量情報(試験運用実施中)>

(関東、北陸、中部、近畿における詳細なリアルタイム雨量情報を提供)

<http://www.river.go.jp/xbandradar/>